

## 平成22年第3回幸田町議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程

平成22年10月4日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第37号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正について  
第38号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
第39号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について  
第40号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について  
第41号議案 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第2号）  
第42号議案 平成22年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）  
第43号議案 平成22年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
第44号議案 平成22年度幸田町老人保健特別会計補正予算（第1号）  
第45号議案 平成22年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
第46号議案 平成22年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
第47号議案 平成22年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）  
第48号議案 平成22年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
第49号議案 平成22年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
認定第1号 平成21年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 平成21年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 平成21年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 平成21年度幸田町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 平成21年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 平成21年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第7号 平成21年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第8号 平成21年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第9号 平成21年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第10号 平成21年度幸田町下水道事業会計決算認定について  
陳情第6号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情書
- 日程第3 議員提出議案第2号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）の提出について
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 閉会中の委員会行政視察の件

---

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

1番	浅井武光君	2番	酒向弘康君	3番	大嶽弘君
4番	池田久男君	5番	水野千代子君	6番	足立嘉之君
7番	鈴木博司君	8番	山本隆一君	9番	杉浦務君
10番	鈴木修一君	11番	大須賀好夫君	12番	内田等君
13番	丸山千代子君	14番	伊藤宗次君	15番	夏目一成君
16番	鈴木三津男君				

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
総務部長	新家道雄君	健康福祉部長	伊澤伸一君	
参事	杉浦護君	環境経済部長	松本和雄君	
建設部長	鍋田堅次郎君	会計管理者	鈴木政巳君	
教育長	内田浩君	教育部長	牧野良司君	
消防長	酒井利津夫君	監査委員	鴨下登君	

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長	鈴木久夫君	主幹	鈴木政彦君
------	-------	----	-------

---

○議長（鈴木三津男君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多用のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（鈴木三津男君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 新家道雄君 登壇〕

○総務部長（新家道雄君） 過日開催いたしました質疑及び決算特別委員会で要求のありました資料につきましては、本日、お手元に配付いたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 新家道雄君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者11名と監査委員1名であります。

議事日程は、本日、お手元に印刷配付しましたとおりでありますから、御了承願います。

---

日程第1

○議長（鈴木三津男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、3番 大嶽 弘君、4番 池田久男君の御両名を指名いたします。

---

日程第2

○議長（鈴木三津男君） 日程第2、第37号議案から認定議案第10号までの23件と陳情第6号を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

4番、池田久男君。

〔4番 池田久男君 登壇〕

○4番（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

お手元の総務委員会審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

総務委員会審査結果報告書

平成22年10月4日

議長 鈴木三津男様

委員長 池田 久男

平成22年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果、付記。

第37号 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正について。一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第38号 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第39号 幸田町火災予防条例の一部改正について。住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第41号 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第2号）。第1条歳入全部 9,003万4,000円追加、歳出 15款総務費245万8,000円追加。50款消防費0円財源更正、70款諸支出金2,597万6,000円追加。第2条地方債補正予算。

全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第42号 平成22年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）。第1条歳入歳出5,075万2,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔4番 池田久男君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

2番、酒向弘康君。

〔2番 酒向弘康君 登壇〕

○2番（酒向弘康君） 皆さん、おはようございます。

お手元に配付の報告書の朗読をもって報告をいたします。

産業建設委員会審査結果報告書

平成22年10月4日

議長 鈴木三津男様

委員長 酒向 弘康

平成22年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第41号 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第2号）。第1条歳出 35款農林水産業費769万2,000円減額、45款土木費3,080万9,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第47号 平成22年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）。第1条歳入 35款繰入金730万4,000円減額、40款繰越金730万4,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第48号 平成22年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。第1条歳入 35款繰入金769万2,000円減額、40款繰越金769万2,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第49号 平成22年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。第1条歳入 30款繰入金1,046万8,000円減額、32款繰越金1,046万8,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔2番 酒向弘康君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

9番、杉浦 務君。

〔9番 杉浦 務君 登壇〕

○9番（杉浦 務君） お手元に配付の報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

文教福祉委員会審査結果報告書

平成22年10月4日

議長 鈴木三津男様

委員長 杉浦 務

平成22年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告させていただきます。

第40号 幸田町国民健康保険条例の一部改正について。医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第41号 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第2号）。第1条歳出 20款民生費3,192万2,000円追加、25款衛生費356万1,000円追加、55款教育費300万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第43号 平成22年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。第1条歳入歳出216万円減額。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第44号 平成22年度幸田町老人保健特別会計補正予算（第1号）。第1条歳入歳出197万7,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第45号 平成22年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。第1条歳入歳出88万7,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第46号 平成22年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）。第1条歳入歳出2,585万8,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第6号 33人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情書。国に対し、30人学級以下の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

以上であります。

〔9番 杉浦 務君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。

15番、夏目一成君。

〔15番 夏目一成君 登壇〕

○15番（夏目一成君） 審査結果報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

決算特別委員会審査結果報告書

平成22年10月4日

議長 鈴木三津男様

委員長 夏目 一成

平成22年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告をします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告します。

認定第1号 平成21年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について。歳入総額14億4,012万4,900円、歳出総額13億9,041万4,484円、差引額7億2,971万416円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第2号 平成21年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額4億6,078万3,719円、歳出総額4億3,600万6,997円、差引額2,477万6,722円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第3号 平成21年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額26億7,044万3,696円、歳出総額26億2,466万8,899円、差引額4,577万4,797円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第4号 平成21年度幸田町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額735万4,299円、歳出総額537万6,159円、差引額197万8,140円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第5号 平成21年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額2億3,393万8,874円、歳出総額2億3,305万1,339円、差引額88万7,535円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第6号 平成21年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額12億2,953万4,075円、歳出総額12億661万7,290円、差引額2,291万6,785円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第7号 平成21年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額3億8,043万5,335円、歳出総額3億5,953万7,441円、差引額2,089万7,894円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第8号 平成21年度幸田町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額4億4,160万5,265円、歳出総額4億3,391万2,221円、差引額769万3,044円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第9号 平成21年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額8億8,013万455円、歳出総額8億6,966万1,039円、差引額1,046万9,416円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第10号 平成21年度幸田町水道事業会計決算認定について。収益的収入6億6,542万4,905円、収益的支出6億1,660万2,619円、資本的収入1億6,549万2,646円、資本的支出4億1,710万8,378円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

以上であります。

〔15番 夏目一成君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、総務常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、決算特別委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木三津男君) 以上で、決算特別委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案23件と請願1件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

[13番 丸山千代子君 登壇]

○13番(丸山千代子君) 提案されております議案について、反対討論をいたします。

まず、認定第1号 平成21年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

アメリカ発のリーマンショックで経済が行き詰まり、急激な景気の悪化で、自動車関連産業を初め企業が軒並み業績悪化となり、法人町民税が前年度の90%減で予算編成をいたしました。

町税全体では、平成19年度をピークに、前年度に比べ13億円近くも落ち込み、町税全体では、前年度に比べ6億7,000万円の落ち込みで、町財政に与える影響が大きくなった年度となりました。

予算編成では、財政が厳しいからと、夏まつり、凧揚げ大会、健康まつり、駅伝、ファミリージョギング大会など、町民行事をことごとく取りやめ、住民から非難が集中し、補正予算で一部行事の復活をいたしましたが、町民不在の町政を行った当然の結果であります。

しかも、子育て世帯へは、財政難を理由に学校給食費の値上げ、修学旅行補助の引き下げ、スポーツ共済自己負担徴収、部活動の負担徴収など、負担増を強めた年度であります。

いただけるものはいただいてやりくりするという姿勢が全体的に貫かれ、一方で新駅建設は聖域として進められ、住民合意のないまま、ことし6月5日には新駅起工式が行われ、平成24年春開業を目指しております。

「急激な財政の落ち込みで厳しいときだからこそ、駅を見直し、延期すべきではないか」という住民の声も無視して、このときを逃しては国の補助が受けられないと、さらなる後年度負担に拍車をかけました。

臨時財政対策債と減収補てん債合わせて17億6,300万円を、財源不足を補うものとして借金をし、そして将来に備えるためと積み立てました。

一般会計と特別会計の起債総額は、平成20年度末150億4,478万円であったものが決算では158億5,321万円にふえました。県下では、最後から3番目の借金高であります。

一方で、基金総額は、平成20年度末の57億8,195万円から71億4,827万円にと大幅に伸びております。新駅につき込むため、何が何でも財源確保の姿勢が貫かれていると指摘できます。

自主財源の確保として、資本金10億円以上の大企業に14.7%の税率を課すべき

であります。大企業にはさまざまな税の優遇措置があり、実質的な法人税率は、トヨタ自動車は30.1%、ソニーは12.9%、パナソニックは17.6%であります。

日本経団連は、現在40%の法人実効税率が高過ぎるとして減税を要求していますが、大企業が支払っている税金ははるかに低いのが実態です。実質は、国際的水準の25%から30%と、大差ありません。大企業は、欠損金の繰越制度を利用しているため、黒字であっても税額はゼロになります。法人税がゼロであっても、内部留保金などを蓄え、余力があります。

知立市では、2006年から鉄道駅高架事業への多額の負担によって市民生活に影響が出ないよう、西三河で初めて資本金1億円以上の企業の法人市民税に超過税率を賦課しました。幸田町でも、新駅建設に係る負担で住民生活へのしわ寄せ、住民負担がかけられてきている中、企業にも超過課税を実施すべきであります。

都市計画税が段階的に0.3%から0.25%、0.2%と減らされてきましたが、矛盾を持つ制度であると認識しながらも、廃止に至っていません。市街化区域と調整区域の差が余りない状況で、矛盾が生じるとしながらも、重要な財源として不公平感を押しつけるものであります。計画的に廃止すべきと主張するものです。

個人住民税の滞納が1億5,000万円に上っております。2009年度中に民間企業で働く労働者のうち年収200万円以下のワーキングプア、働く貧困層が1,100万人に迫り、4人に1人となっていることが、国税庁が発表した民間給与実態統計調査で明らかになりました。

ワーキングプア層の増加は、労働者派遣法が改定され、26業種に限られていた派遣事業が原則自由化されてからであります。ワーキングプア層の増加は、消費を冷え込ませ、景気回復にもマイナスであります。悪循環で負の連鎖です。これでは、生活していくのも精いっぱい、税負担が重く、払いたくても払えない滞納がふえるばかりであります。個人住民税の減税と分納するシステム体制をとられるよう求めます。

住民の生活実態を示すものとして、学校給食費、保育料などの滞納も増加しております。学校給食費は、小・中学校1食当たり20円の値上げが強行され、保護者負担増がかけられました。108万円の滞納となっております。実態調査を行い、就学援助制度で対応できるのは、制度に沿って軽減を図るべきであります。

保育料の第2子半額、第3子無料を、その子が卒園するまで無料とし、私的契約児も対象とすべきであります。

借地行政の解消は早急に対応すべきであり、特に学校・保育園の借地解消に向けて、地主の理解を得られるように求めます。

起債残高は、一般会計において91億6,055万円に膨れ上がりました。前年度から13億円も増加しております。経済不況に伴う財源不足を補うものもあるとはいうものの、大型開発優先の町政を推進しているという要因もあります。

財政調整基金は、財源が厳しいときに備えてということも含めて、今まで積み立ててきたにもかかわらず、次々に開発優先の町政を推進していくと、常時、財政が厳しい、財源がないという調整弁のように使われております。町民へのしわ寄せは改めるべきではないでしょうか。

監査機能を発揮させる上でも、監査事務局の独立と強化を求めます。町長も「独立して部屋がいいとは思っている。場所を考えていきたい」と答弁されるように、新年度対応すべきではないでしょうか。

働き過ぎによる過労死や自殺、うつなどが年々増加していますが、残業が常態化している部署の解消とメンタルヘルスの強化をして、安心して働ける環境づくりをすべきであります。

2011年7月24日をもってアナログ放送が終了し、地デジ難民が問題となっております。避難所となっている公共施設の地デジ対策を進めるべきであります。あわせて、低所得者層や高齢世帯など、地デジ対策を求めます。

障害者地域活動支援センター「つどい作業所」が完成し、障害者の人たちの願いが実現しました。手をつなぐ育成会から1,000万円の寄附金も受け、新たなスタートでありました。

障害者自立支援法に基づく施設は、利用料1割負担が導入されますが、利用料ゼロプランをと求め、4月からすべての施設利用料無料という取り組みは評価すべきものであり、今後さらなる充実で、期待にこたえる取り組みを進めるように求めます。

所在を確認できない高齢者の問題が日本社会に衝撃を与えています。役場の対応や住民登録制度の問題、高齢者を取り巻く地域・家族のあり方などであります。高齢者の福祉についての重要な法律である老人福祉法は、「市町村は老人の福祉に関し必要な情報の把握に努める」と、実態把握の責務を明記しています。ひとり暮らし高齢者や援助が必要な高齢者の生活実態を把握し、孤立化や孤独死をなくし、見守る活動など、積極的な支援の充実をすべきであります。

福祉電話の設置は、たったの3件しかありません。緊急通報システムは96人が利用するなど、伸びてきていますが、今、さまざまな機器を活用して地域の高齢者を見守っていこうとする取り組みがふえています。携帯電話を使った見守りサービスは、安否確認や体調不良の場合、救急車を呼ぶこともできます。365日体制の宅配給食実施など高齢者見守りの強化体制で、安心して地域で暮らせるように充実すべきであります。

町長は、「幸せなまちは、子どもを産み育てることに喜びを感じることができるまち」と位置づけ、子育て支援策を掲げられました。休日保育や病後児保育の実施は、保育ニーズにこたえるものであります。早い時期の実施を求めます。

しかし、幼保一元化や民営化の問題は、公的保育の責任放棄であります。国は、「幼稚園と保育所の一体化を含む法案を来年の通常国会に提出する」と明言をしました。保育所探しを親の自己責任にかえ、サービスごとの応益負担を課す方向です。

これは、本来、保育を保障すべき国と市町村の責任を投げ、捨てるというものであります。嘱託保育士にも担任を持たせるなど、身分保障しない劣悪な条件で働かせることがまかり通る幸田町の保育行政こそ、改善すべきであります。

厚労省は、2011年度、政府予算の概算要求の中に、新たに子宮頸がんを予防する助成事業150億円を盛り込みました。子宮頸がんは、ワクチンで予防できる唯一のがんです。既に、今年度は2都県140市区町村が公費助成しています。

子宮頸がんの費用は、幸田町では900万円程度と見込まれます。ヒブワクチン、肺

炎球菌ワクチン、インフルエンザワクチンへの助成とあわせて、予防対策で子供たちや高齢者、住民の健康を守る取り組みを充実すべきと求めます。

葬儀用祭壇貸付事業は、利用が減少してきています。まだ、知らなかったと住民の中では言う人もあり、常に宣伝する取り組みをすべきであります。今、葬儀のあり方が家族葬などが広がっている中で、この事業はすばらしいものであり、今のニーズに合った取り組みに見直す必要があるのではないのでしょうか。

県下でもトップクラスのごみ減量化の取り組みであります。さらに生ごみ減量化では、堆肥化が一番の減量の近道であります。まず、公園などの草取り、清掃作業で出る刈り草の堆肥化を進めるべきであります。

ごみ処理費用の30%は住民に負担してもらおうとして、ごみ袋の大幅値上げをし、県下一高いごみ袋となっています。その売り上げ利益は、2,700万円に上り、税の二重取りです。ごみ袋は、家族の人数に応じて必要枚数は無料配布とし、超過分は自己負担とすべきではありませんか。

緊急雇用対策は、継続雇用につながらず、場当たりのなものであったのではないかとやむを得ざるを得ません。非正規労働者を取り巻く環境は大変深刻であり、雇用の安定・支援体制を強化すべきであります。

耕作放棄地の解消に向けての取り組みは進められていますが、不十分であります。農家からも後継者不足を懸念する声が出ており、新規就農対策に本腰を入れるべきであります。団塊世代の生きがいとして、ふれあい農園の拡大で、少しでも遊休農地の解消をすべきではありませんか。

台風18号による農地災害での指定寄附の強制は違法とも言えるものであり、廃止すべきであります。

住宅政策として、民間アパートの借り上げで、町営住宅などの公営住宅不足の解消を進め、低家賃で借りられるように補助の制度化を求めます。

住宅リフォーム制度は、中小零細業者の仕事おこしと地域経済の活性化につながります。秋田県では、住宅の増改築やリフォーム工事に助成する住宅リフォーム緊急支援事業を創設をいたしました。ことし7月末の利用状況では、当初予算をはるかに上回り、補正対応をするなどしております。県内経済への波及効果は、約240億円と推計されております。

耐震診断による補強工事が、21年度は5件となっています。住宅リフォーム制度を上乗せをし、安心して住み続けられる住宅政策を求めます。

工事の管理と完了検査が同一に実施されているシステムは改善すべきであります。旧自公政権が決め、民主党政権も推進している「消防広域化」は、消防本部の数を減らし、担当地域を広域化しながら、消防活動を効率化するという計画ですが、広域化で人件費などの経費を節減するという手法は、消防力の低下につながるものであります。基準を満たす消防力の強化を求めます。

ことしの夏は、エアコンの必要性をひしひしと痛感いたしました。猛暑、猛暑で、熱中症患者が急増し、保育園・学校の暑さ対策は待ったなしであります。エアコンのない保育室や学校の教室で、多くの子供たちが体力を消耗しながら保育や授業を受けている

現状を真剣に受けとめるべきであります。

子供たちが勉強しやすい環境づくりは、町の責任であります。毎回、学校の暑さ対策を求めてきましたが、今回ほど切実に感じたことはありません。全国民共通の認識となったことは、紛れもない事実であります。

気象庁は、異常気象分析検討会を開き、ことしの暑さを異常気象と認めるとともに、今後も続く見通しを公表しました。学校・保育園のエアコン設置や公的施設の避難所への暑さ対策を早急にすべきと求めます。エアコンの設置は、地元業者による設置を求めます。

ハッピーネス・ヒル・幸田の指定管理が5年目となり、見直しが検討をされております。図書館は指定管理になじまない施設であり、対象から外すべきであります。学校給食センターが昨年9月から移転、給食開始となりましたが、偽装請負が問題になっているため、改善を示すべきであります。

平和の問題では、町として非核平和の宣言をし、子や孫の代へ平和な世界を保障することです。西三河では、幡豆郡3町に続き、知立市、三次市と宣言をし、平和行政の取り組みを進めております。核兵器廃絶は、人類共通の願いであります。平和な世の中であってこそ、安心して暮らすことができます。二度と核の脅威にさらされることなく、また二度と悲惨な戦争を起こさないためにも、その体験を語り継いでいく責任があります。そのためにも、非核平和都市宣言をされるべきと求めます。

地方自治体の仕事は、住民の福祉・教育・健康の増進であり、国の悪政の防波堤となり、住民の暮らしを守る町政を進めるべきと求め、簡単ではありますが、主なものを指摘し、改善・見直しを求めて、反対討論といたします。

次に、認定第4号 平成21年度幸田町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成21年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、あわせて反対討論をいたします。

2年目となった後期高齢者医療制度は、今までの老人保健制度を75歳以上の後期高齢者と65歳から74歳までの前期高齢者に分け、75歳以上の高齢者だけを別の医療制度にして、別勘定にしたのであります。

2008年3月までは、75歳以上の高齢者と65歳から74歳までの障害者は、国保や健保に加入しながら、老人保健制度を通じて、現役世代より低い窓口負担で医療を受けていました。そこには、高齢者の負担、現役世代の負担などという区分はなく、高齢者も現役世代も同じ国保税や健康保険料を支払い、公的医療保険の全体を支えていたのであります。

それを高齢者の保険料と現役世代の支援金に色分けし、給付費の増加や人口の増加に応じて、高齢者の保険料を2年ごとに引き上げるようにしたのであります。医療を受ければ受けるほど、保険料が上がっていく仕組みのもとでは、高齢者は負担増を我慢するのか、医療を受けるのを我慢するのかという二者択一に追い込まれることとなります。

民主党政権は、公約で、後期高齢者医療制度の廃止を言ったにもかかわらず、7月から8月にかけて、後期高齢者医療制度にかわる新制度を議論している。厚生労働省の後期高齢者医療制度改革会議が中間案を審議、決定をいたしました。この中間案に基づいて、

年末までに新制度案をつくり、来年の通常国会へ法案提出を目指すというのが今の方針であります。

中間案は、75歳以上の高齢者のうち会社員やその扶養家族を被用者保険に加入させ、それ以外の大半の高齢者は国保に加入させるとしています。現行制度を廃止した後も、高齢者の国保と現役世代の国保は別勘定にされ、高齢者の保険給付費の1割相当が高齢者の保険料として課されます。これでは、後期高齢者医療制度と変わりありません。

中間案は、別勘定国保を何歳以上の制度にするか、75歳以上と65歳以上の二つの案が考えられるとして、引き続き検討するとしております。別勘定国保の対象が65歳に下げられれば、負担増差別化はさらに拡大することになります。

後期高齢者医療制度では、都道府県単位の広域連合ですが、これを現役世代の国保に広げる方針も出ており、厚労省は「今回の高齢者医療制度改革は、市町村国保の広域化を進めるための大きなチャンス」とまで言っております。こうしたたび重なる改悪で、高齢者の負担はふえるばかりであります。

とりわけ、高齢女性のひとり暮らしは、半数が150万円以下の収入で厳しい生活を強いられ、経済的な理由で医療が受けられない事態も起こっております。保険料が払えない高齢者も出ており、滞納すると資格者証の発行はないものの、短期保険証の今決算では5世帯7人です。保険料50万円の限度額は42人と、決算でも明らかになりました。平成22年度は保険料の改定になり、4.95%の引き上げ率で、高齢者にさらなる負担を求めました。もうこれ以上は負担できないというのが高齢者の叫びであります。

だれもが安心して医療が受けられるように、高齢者を年齢で差別する医療制度は直ちに廃止をし、もとの老人保健制度に戻し、高齢者の窓口負担の無料化、国庫負担の増額で、安心できる医療制度の改革を求めて、反対討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時48分

---

再開 午前 9時58分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております案件につきまして、順次、討論をしまいたしますが、決算特別委員会でもお願いを申し上げましたように、少々時間を要しますので、よろしくをお願いいたします。

認定第3号 平成21年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定であります。要求提出資料でも明らかにされておりますように、国保税の負担がいかにか生活にのしかかっているかを示す実態が、この資料に示されております。

決算年度では、課税限度額を62万円から68万円に6万円の値上げをした年であります。その結果、国保税負担は1人当たり10万8,735円から11万9,219円に1万484円、9.65%の負担増になり、1世帯当たりでは19万5,136円が21万5,355円へと2万119円、10.31%の大増税を強行をし、約6,700万円の増税負担を押しつけた決算年度であります。

その結果、滞納額は2億620万円に膨れ上がりました。この額は、調定額11億4,023万円に対し収入済額8億6,400万円の約25%に相当する額であります。さらに、国保税の10.31%の値上げは、いかに生活を脅かす重税であるかを示すのが滞納額の推移に見られるものであります。

2008年度の滞納額は2億2,747万円でありました。それが2009年度では、2億6,190万円、2008年度の滞納額に対して3,443万円も滞納額をふやす結果に示されているものであります。

2007年度から2008年度の滞納額の増加は、1,432万円でありますから、2008年から2009年の増加が3,443万円、それはまさに2.4倍という滞納額の増加を生み出している。

つまり、10.31%の国保税値上げは、決算では8.4%の税の増収になっていると示されておりますが、10.31%の値上げは前年度の2.4倍の滞納額を生み出したということでありました。さらに、一般会計から国保会計への繰り入れは、前年度より約5,000万円少なくしたことにより、国保財政の脆弱性を際立たせた決算内容でもございます。

そもそも、国民健康保険法は、憲法第25条の生存権保障を具体化した日本の誇るべき国民皆保険制度の土台をなすものとして生まれ、その第1条で、「この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定め、国民すべてが安心して医療を受けられるようにするというのが国保の目的であります。

しかし、実態は、高過ぎる国保税、滞納者への情け容赦ない制裁措置、そのことによって無保険者がふえ続けている中、貧困と格差の拡大が国保の危機的状況をますます深刻化させていることが、この決算を通して明らかになるものであります。

こうした事態を引き起こした元凶は、歴代の政権が社会保障予算を削減してきたからにはほかなりません。自民党政府は、1984年、国保法を改悪をし、医療費の45%とされていた国庫負担38.5%に削減をし、その削減分を保険料負担として国民に押しつけてきたものであります。

国保制度は、ほかの医療保険制度と違い、事業主負担を予定をしていない制度であります。加入者が支払う保険税だけでは成り立たない制度としてつくられております。そこで、国の責任として国庫負担が行われてきたものであります。

ところが、1984年以来、国庫負担がどんどんどんどん削減をされ、今日では、命

を削ってでも国保税を払えという本末転倒の国保制度になり、国保の貧困化が全国で振興をしているものであります。

国保の危機的状況を打開をし、国民すべてが安心して医療を受けられる社会保障制度として再生していくには、削減をした国庫負担率をもとの医療費の45%に直ちに復元することを政府に要求をしていくことであります。

同時に、要求提出資料でも明らかにされておりますように、幸田町の国保税は、県下20の町村中、1人当たりの国保税負担額は高いほうから5番目、世帯当たりでも重いほうから7番目であります。さらに、県下57市町村でも、1人当たりでは高いほうから14番目、世帯当たりでは10番目に重い実態がこの資料からも示されております。

県下の中でも重過ぎる国保税を1人当たり1万円、世帯当たり2万円引き下げても、県下の平均にはまだ届きません。しかし、引き下げて、暮らしの支援をすることは極めて重要であります。

さらに、18歳未満の国保税均等割3万400円を免除すべきであります。おぎゃーと生まれたその日から均等割3万400円を課税をして誕生を祝うような非情な仕打ちを新ためるべきであります。対象者は1,080人、3万400円の均等割を免除して、3,200万円余りを一般会計から繰り入れ、誕生を祝って、均等割を課す冷酷非情な仕打ちは改めるべきであります。

短期保険証の交付は、滞納に対する制裁であります。国保税滞納と医療を受診することとは全く別の次元、事柄であります。社会保障としての医療保険、国保であります。社会保障として対応すべきものでございます。

医療費の一部負担金軽減の取り扱い要綱は幸田町にございますが、改正されてから3年余り、いまだ利用実績はゼロということは、制度のPR不足とわかりにくさにあります。PRに努め、わかりやすく、使いやすい制度に改めるべきであります。政府も2分の1を国庫負担とすることになりましたので、制度の拡充をすべきであります。

国保税の減免制度は、災害減免と経済減免が中心でございます。そして、総所得が300万円以下で、さらに2分の1以下に減少したときのみがその適用の対象であります。これでは、余りにも低過ぎます。せめて500万円に引き上げ、3分の2以下に減少したときを対象にすべきであります。

さらに、恒常的な低所得者を初めとする幅広い低所得者を対象にすべく、減免制度の拡充をすべきだと提起・提案をするものであります。

認定第6号 平成21年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

介護保険を利用するためには、すべての人が要介護認定を受けなければなりません。その仕組みが決算年度の4月1日から改悪されたことによって、要介護度が軽くなり、利用できる介護が減らされる事態が全国に広がり、怒りが渦巻く中で、若干の手直しがされました。介護切り捨て、この基本は残されたままになっております。人口の高齢化が急速に進み、老後の不安の中、介護は国民の切実な問題、感心事であります。要介護認定と利用限度額という利用制限の仕組みは廃止すべきものであります。

今回の要介護認定の改悪は、寝たきりの人は寝かせておくと、介護保険も使えなくし

ようという発想のもとでの改悪であります。要介護認定という介護保険の入り口から利用を抑え込んでしまおうというものであります。

定率1割の利用料、ホテルコストという名で食費・居住費を導入するなど、応益負担を原則とする過重な利用者負担が低所得者の高齢化を介護サービス利用から排除する事態が引き起こされております。

介護保険料負担は、既に限界を超えております。特に、国民年金だけの受給者は、限界を超えているだけではなく、その生命を維持するために生活を脅かすような状況に追い込まれているというものであります。国の責任で最低限の社会保障とすべきであります。

高齢化が進行し、ひとり暮らし、高齢者夫婦のみの世帯などが増加しているにもかかわらず、自立・自助を強要し、軽度者から介護を取り上げる制度改悪が、いかに高齢者やその家族を無視した政策かがわかります。

介護保険制度の矛盾と困難をもたらした最大の原因は、旧自民党・公明党政権が推し進めて、民主党が後押しをしてきた介護給付費の抑制、国民負担増の構造改革路線にあることは言うまでもございません。

決算年度は、基本月額保険料3,200円から3,500円へと109.4%値上げをし、県下でもまれに見る大幅な引き上げを図った結果、介護給付準備金残高は9,351万円から1億120万円に1億円の大台に乗る基金残高は、1号被保険者、つまり住民負担がいかに強められてきたかをこの決算は示しているものであります。

低所得者に対する介護保険料・利用料の軽減の制度を国として求めていくように確立すべきだと提起するものであります。

認定第10号 平成21年度幸田町水道事業会計決算認定についてであります。

決算年度の最大の特徴は、自己資本金の増加であります。前年度決算時の自己資本金は、5,399万円であります。それが決算年度では2億6,688万円、2億1,289万円の増加であります。

それでは、資本を増加させた原資はどこから持ってきたのか。それは、利益剰余金、建設改良積立金を取り崩し、自己資本金に組み入れた組み入れ資本金、造成資本金とも言われておりますが、それによって賄われてきたものであります。

建設改良積立金は、企業活動によって得られた資金であり、その会計処理原則は、収益勘定、つまり3条予算で処理した結果の資金であります。自己資金は資本勘定、つまり4条予算勘定であります。これは、資本取引と損益取引の明確な区分の原則、つまり3条予算と4条予算は厳格に区分をしなければならないという企業会計の原則に反する会計操作、決算であります。過年度の利益剰余金が造成資本のために消されてなくなったということでもあります。

これは、今後、3条予算、収益勘定に欠損を生じやすい会計基盤をつくったというものであります。それは、決算を生じたら、水道料金値上げで帳じりを合わせる、住民の財源負担によって賄うという会計処理であり、到底認められるものではございません。

「水道ビジョンで、2018年、平成30年までは、現行料金を維持をするが、それ以降は水道料金値上げが選択肢にある」、このような答弁は、この会計処理方法からと

ても認められるものでもございません。

さきに指摘したように、過年度利益剰余金を自己資本金に組み入れ、造成資本金としてその原資を使うことによって、脆弱な財政基盤をつくり、その脆弱さを料金値上げによって穴埋めするというものであります。

送水管・給水管など、水道施設の増強・耐震化は、社会資本の強化・充実であります。耐震強化は、東海地震の強化地域に指定をされている幸田町としては、国策に沿う事業でもございます。その原資は、水道事業に求めるものではなく、一般会計による施策とすべきであります。

また、学校や避難所などへの直圧による給水は、施設設置者の責任であり、学校が避難所に指定されていることに対して、教育委員会だ、町長部局だなどの答弁がされたことに対して、町長、あなたは見苦しい。あっちだ、こっちだの答弁で、災害対策本部だと、こういう感情をあらわにした答弁をされました。

あっちだ、こっちだの答弁は繰り返される。それは、地方自治法の規定による総合調整件を発揮して町長答弁で調整すれば事足りることであり、見苦しいのは町長答弁ではないでしょうか。表向きになる前に、内部で調整すべき事案であります。

ましてや、災害対策本部が常設をされ、常時活動していて、実行予算・工事予算を持たぬ組織が指定避難所の水道の直圧給水で対応するなどという答弁、これは私の領域なりの感覚の答弁であります。何をかいわんやであります。

豊かな行政経験を売り物にしてきた、そのことにしては、即断・即決の未成熟さが指摘できるものであります。町長部局と施設の管理者の教育委員会が協議し、整理して、早急に学校避難所の直圧給水を実現すべきであると提起をするものであります。

水道料金には、自民党の公約違反の消費税が転嫁されているものであります。その消費税は、集落排水事業や下水道使用料にも転嫁され、公約違反の消費税で住民の暮らしが苦しめられ、さらに消費税増税が日程に上る今日、公約違反の消費税転嫁を認めるわけにはまいらないことを主張をし、討論といたします。

○議長（鈴木三津男君） ほかに反対討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第37号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第37号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第38号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第38号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第39号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第39号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第40号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第40号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第41号議案 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第41号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第42号議案 平成22年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第42号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第43号議案 平成22年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第４３号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第４４号議案 平成２２年度幸田町老人保健特別会計補正予算（第１号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第４４号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第４５号議案 平成２２年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第４５号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第４６号議案 平成２２年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第１号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第４６号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第４７号議案 平成２２年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第４７号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第４８号議案 平成２２年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第４８号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第４９号議案 平成２２年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第１号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第49号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、認定議案第1号 平成21年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第1号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第2号 平成21年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第2号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第3号 平成21年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第3号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第4号 平成21年度幸田町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第4号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第5号 平成21年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第5号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第6号 平成21年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第6号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第7号 平成21年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第7号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第8号 平成21年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第8号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第9号 平成21年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第9号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第10号 平成21年度幸田町水道事業会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第10号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第6号、30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情書に対する委員長の報告は採択であります。陳情第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第6号は、採択とすることに決しました。

日程第3

○議長（鈴木三津男君） 日程第3、議員提出議案第2号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）の提出について、議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

9番、杉浦 務君。

〔9番 杉浦 務君 登壇〕

○9番（杉浦 務君） 議員提出議案第2号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）の提出について。

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成22年10月4日

提出者	幸田町議会議員	杉浦 務
賛成者	幸田町議会議員	丸山千代子
〃	〃	大嶽 弘
〃	〃	山本 隆一
〃	〃	鈴木 修一

提案理由

30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める必要があるからである。

30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）

未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子供たちを取り巻く教育課題は、依然として克服されていない。

また、特別な支援を必要とする子供たちや日本語教育の必要な子供たちが依然多く、適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

これらの解決に向け、子供たちにこれまでも増してきめ細かに対応するためには、学級規模の縮小は不可欠であり、標準定教法を改正し、国の財政負担と責任で学級編制を30人以下とすべきである。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法で保障されているものである。

そのために、義務教育費国庫負担制度を堅持すること、また国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては、平成23年度の政府予算編成に当たり、国段階における3

0人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月4日

愛知県額田郡幸田町議会

(提出先)

内閣総理大臣

内閣官房長官

財務大臣

文部科学大臣

総務大臣 宛

以上であります。

[9番 杉浦 務君 降壇]

○議長(鈴木三津男君) 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案1件について質疑を行います。  
議員提出議案第2号について質疑を許します。

4番、池田君。

○4番(池田久男君) 意見書の中ほどの「学級編制」の「制」という字、議会運営委員会で伊藤議員も指摘されたように、「制」というのは、よろしく願います。

○議長(鈴木三津男君) 委員長、杉浦君。

[9番 杉浦 務君 登壇]

○9番(杉浦 務君) それは、正常なほうに戻すということで、この字が間違っておるといってございます。

[9番 杉浦 務君 降壇]

○議長(鈴木三津男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

---

再開 午前10時40分

○議長(鈴木三津男君) 暫時休憩を解きます。

9番、杉浦 務君。

[9番 杉浦 務君 登壇]

○9番(杉浦 務君) 私はその案文のとおりということで。

[9番 杉浦 務君 降壇]

○議長(鈴木三津男君) これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま、議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木三津男君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議員提出議案1件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木三津男君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木三津男君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

議員提出議案第2号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書(案)の提出についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(鈴木三津男君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第2号は、原案どおり可決されました。



#### 日程第4

○議長(鈴木三津男君) 日程第4 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

来る10月12日火曜日に西三河町村議会議員研修会がお手元に印刷配付のとおり開催されます。この研修会には全議員が出席することにいたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(鈴木三津男君) 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのとおり決定いたしました。



#### 日程第5

○議長(鈴木三津男君) 日程第5、閉会中の委員会行政視察の件を議題とします。

会議規則第73条の規定により、お手元に印刷配付のとおり、総務委員会委員長並びに文教福祉委員会委員長から各員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成22年9月10日に招集された第3回幸田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時43分

○議長（鈴木三津男君） 閉会に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成22年第3回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、本定例会に当たりまして、去る9月10日から本日まで25日間の長期にわたり、大変御多用にもかかわらず、終始御熱心に御審議をいただき、私どもが提案をさせていただきました全議案とも可決承認を賜りました。心から感謝とお礼申し上げます。ありがとうございました。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議・委員会の審議の際にいただきました御意見・御提言等を十分留意をいたし、今後の行政執行の面に生かしてまいりたいと思っております。よろしくお祈りを申し上げます。

特に、平成21年度の決算は、1年間の行政活動の総精算であり、議員各位からの御指摘・御意見等を真摯に受けとめ、次年度以降に生かしてまいる所存でございますので、よろしくお祈りをいたします。

また、8名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どなたの質問も時宜を得た内容でございました。その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に当たって大いに参考とさせていただき、活用してまいりたいと考えております。よろしくお祈りをいたします。

2点ほど御報告をさせていただきたいと思っております。

まず第1点でございます。秋の交通安全運動も、前月末日、9月30日をもって終了いたしましたわけですが、本町におきましては、先月の9月26日をもって「死亡事故ゼロ700日」を達成をいたし、翌日27日には、大草地内で「死亡事故ゼロ700日」の街頭キャンペーンを行ったところであります。この記録は、議員を初め区長、学校、PTA、交通指導員、地域の企業など、多数の方々が生徒指導などと一体となって推進いただいたたまものと、深く感謝申し上げます。

しかしながら、704日目の9月30日の深夜、桐山字樺ノ木地内で単独事故が発生し、現在、愛知県警で体調異常等に起因する事故か、運転操作ミスによる事故か等、調査中とのことでございます。

交通死亡事故の取り扱いについては、しばらく調査結果について静観をしてみたいと思っております。

2点目は、人事異動の件でございます。

今定例会初日に副町長を選任同意いたしましたわけでありまして、平成22年9月10日から総務防災課長不在の状態でございます。

去る平成22年10月1日に議員資料を棚に配付させていただきましたが、人事異動の一覧表のとおり、健康福祉部住民課課長の大竹広行を総務防災課長に、総務部総務防災課主幹桐戸博康を健康福祉部住民課長に平成22年10月5日付をもって人事異動を発令いたしますので、よろしく願いをいたします。

さて、私、平成22年8月30日から町長に就任いたしまして初めての議会定例会でございました。議員の皆さんからの御指摘や御意見も伺って、改めて身の引き締まる思いでございました。

公約でもお示ししたとおり、「愛する幸田町を幸せなまち」にするために、大須賀一誠の「8つの誠」の実現を目指し、邁進してまいり所存でございます。今後とも、御指導・御鞭撻のほど、よろしく願いを申し上げます。

10月に入りまして、本年度も後半に差しかかってまいりますが、予定しております未執行事業の年度内執行に向け全力を注いでまいりますので、よろしく願いをいたします。

なお、平成23年度の予算の編成準備時期に入っておりますが、解決しなければならない問題も課題も山積をいたしております。緊急度・重要度をしんしゃくしながら、少しでも町民の要望におこたえすべく、最大限の努力を払ってまいり所存でございます。よろしく願いをいたします。

また、これからの秋の深まりとともに、スポーツと文化のシーズンを迎え、計画しております町民大運動会、文化祭、産業まつり等、各種イベント、諸行事も控えております。議員各位におかれましては何かと御多用とは存じますが、体調管理にはくれぐれも御留意され、町政発展のため活躍あらんことを心からお祈りを申し上げ、閉会に当たってのお礼のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますようお願いいたします。

ここで2点ほど連絡を申し上げます。

まず第1点、先ほど出てきました議員派遣の件でお諮りいたします。

西三河町村議会議員研修会が10月12日に開催されます。当日、役場庁舎に午後1

時までに集合をお願いいたします。

2点目、第55回町民大運動会が10月25日(日)午前8時30分から中央公園にて開催されます。議員参加種目もありますので、御参加をお願いします。スポーツ委員の方は、御足労ですが、取りまとめ等、よろしくをお願いいたします。

なお、当日出席できない方は、弁当の準備の関係がありますので、事前に浅井・酒向両スポーツ委員までに御連絡いただきたいと思います。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成22年10月4日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 大 嶽 弘

議 員 池 田 久 男